

第3回 規制見直し基準WG 議事録（金融庁ヒアリング）

- 1．日時：平成17年6月13日（月）10:45～11:30
- 2．場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
- 3．項目：通知・通達等法令以外の規定に基づく規制
 - ・事務ガイドライン（証券投資顧問業者の監督関係）
 - ・事務ガイドライン（証券会社等の監督関係）
- 4．出席：○規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、原主査、黒川委員、安念専門委員、大橋専門委員、
山本教授
○金融庁
監督局 証券課長 柚原 一夫（以下「柚原証券課長」という）

○鈴木主査 御苦勞様です。時間が遅れていて恐縮です。

それでは、金融庁から事務ガイドラインについて、証券投資顧問業者の監督関係、それから証券会社等の監督関係、この2つについてお話を承りたいと思います。

15分遅れていますので、11時30分までを予定していましたが、大体45分ぐらいまでお願いしたいと思います。

最初に、全部通して御説明いただいて、それから後は2つに分けて、あるいは一緒に御質問させていただきたいと思います。時間としては大体10分ぐらいでやっていただけるとありがたいと思います。

それでは、よろしくお願いします。

○柚原証券課長 金融庁監督局証券課長の柚原でございます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、簡単にざっと説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、1つ目の証券投資顧問業者の監督関係に関する事務ガイドラインについて、幾つか御質問をいただいております。

（1）の「回答」というところをごらんいただきますと、最初に事務ガイドラインの性格といったことについて述べさせていただいておりますので、その辺りから御説明申し上げたいと思います。

一般的に、事務ガイドラインと申しますのは、証券会社等、これは証券投資顧問業者等も含めてということで「等」と使わせていただいておりますが、その監督に関する事務につきまして、財務局、具体的ないろんな事務というのは財務局の方に委任をしてやっけていただいているところもございます。この財務局、それから金融庁の担当課室向けに、具体的な監督の手法ですとか、法令の解釈、監督上の着眼点等を明確に示すことによりまして行政の統一的な運営を図るということを目的と

して決めているというものでございます。事務ガイドラインの記述というのは、法的な意味での「規制」ということではございませんけれども、法的な規制に関する行政上の運用指針というようなものでございますので、広義の「規制改革要望」という中でも取り扱っていただいていると理解をしております。規制対象金融機関の予測可能性というものを確保し、透明な行政を行うという観点から、この事務ガイドラインにつきましては公表しておりますし、改正等を行う場合にはパブリック・コメント等に付していろいろ御意見を伺った上で規定をしているところでございます。

2つ目の○でございますけれども、ここで問題となっております事項につきましては、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律というものの第26条第2項を受けまして、施行規則が定まっているわけでございますけれども、その第27条第2項に「投資一任契約にかかる業務の執行の方法」というものがございます。これに関して、ガイドラインでは監督当局として認可を行うことが適当か否かというものを適切に判断するための必要な事項ということで、2項目具体化・明確化をガイドラインにおいてしております。

認可に当たりましては、当該事項の記載を求められる投資顧問業者の方々の側から見れば、これを変えてくださいと言っているというふうにも見えることから、実質的な規制であるというようなことで御認識といたしますか、御指摘をいただいているのではないかとというふうに我々としては考えております。

2ページ目の(2)のところでございますが、その「回答」を簡単に御紹介します。

まず、投資顧問業者が事務ガイドライン3-1に定める規定にのっとりずに申請をした場合であっても、提出された書面により規則に定める事項というものが明確になりまして、認可要件に該当するということが認められるような場合には、我々としては認可を行うという方針でございます。

もっとも、先ほど(1)のところでも述べましたとおり、事務ガイドライン3-1に定める事項というものは、規則の「投資一任契約にかかる業務の執行の方法について」ということに関しまして、監督当局として認可を行うことが適当か否かを適切に判断するための必要な事項について具体化・明確化したというものでございますので、一般的にはですけれども、その記載がない認可申請書ということでは、認可を行うことが適当かどうかということを適切に判断できないということでございますので、結果的にこの規則の定める記載事項というものを満たさない申請書であるというふうに考えられることが多いのではないかと考えております。

法令の形式で定めていない理由ということでございますけれども、こういった運用の仕方といたしますか、類型といったようなことにつきましては、今後も顧客資産のさまざまな運用ニーズによりまして追加されたり削除されたりといったような

ことがいろいろあり得るというふうに思っております。そういった状況を踏まえまして、適切な監督業務を遂行する上での運用に属することではないかというふうに考えております。

(3)でございますけれども、これに関して要望を受けたことがあるかということでございますが、これは我々としてはございません。

更に(4)でございますけれども、当該事務ガイドラインの規定というものは、法令の解釈として監督上必要であると考えている事項でございます。したがって、当該規定にのっとっていないような場合には、一般的にはでございますが、当該書面というものはこの規則で求める開示事項を満たさないというものというふうに我々としては考えられると思います。したがって、行政処分の対象となり得るものというふうに考えております。

ただ、行政処分を具体的に行うかどうかということにつきましては、行為の内容ですとか、規模、発生した損害の程度等々の種々の要素というものを総合的に勘案して、過去の事例というものも参考にしながら判断をするということになるかと思えます。

法の第 15 条の違反ということでございますと、法律で定めております業務改善命令あるいは業務停止命令を根拠に行政処分を行うということもあるかと思えます。

2 点目の証券会社等の監督関係に関する事務ガイドラインの方に移らせていただきたいと思います。

(1)の「回答」というところでございますけれども、ここで御指摘をいただいておりますガイドラインというものは、証券業務の登録申請を行う金融機関ということでございます。金融機関につきましても、一定の範囲で証券業務を行うということが認められているわけでございますが、これを行うための登録申請ということでございます。

このガイドラインというものも、先ほど御説明申し上げたものとほぼ同様に登録事務を行う各財務局等におきまして統一的な取扱いというものが行われるように作成をしたものでございます。

このガイドラインによって、規定どおり体制整備というのを求められるという立場にある金融機関の側から見れば、実質的な規制というふうに認識をして、こういうところで指摘をしてきているということではないかというふうに我々としては考えております。

(2)でございますけれども、一番最後のページの「回答」というところに移らせていただきます。

法律の第 28 条の 4 第 1 項第 12 号に幾つかの登録拒否要件が並んでいるわけでありまして、第 12 号というのは「証券業を適確に遂行するに足る人的構成

を有しない株式会社」ということが定められております。

この事務ガイドラインというものは、この規定を受けまして、金融機関による証券業務の登録に関して、いかなる場合に「証券業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社」に該当するかを判断するために必要な事項について、監督上統一的な運用を図るために具体化・明確化を図ったものでございます。

法令の形式で定めていない理由ということでございますけれども、「証券業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社」に該当するか否かということ判断するということは、金融機関を取り巻く環境というものが急激に変化をしているという昨今の情勢を踏まえて、適宜その内容というものを変更していく必要もございます。したがって、適切な監督業務をむしろ遂行する上での運用に属するというふうに考えて、このような形で規定をしているというところでございます。

(3)でございますが、この要望を受けたことはございません。

(4)ということでございますけれども、仮に登録というものを拒否された金融機関が不服であるとするような場合には、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができるほか、行政事件訴訟法に基づく処分の取り消しの訴えというものを提起することができます。これはあくまでできるというふうに考えております。

簡単でございますけれども、以上でございます。

○鈴木主査 ありがとうございます。それでは、質疑をお願いいたします。

○原主査 金融関係は少し関わっておりますので、ちょっと全体的な話をお聞きたいんです。

金融庁の関連というものは、事務ガイドラインが大変多いですね。だから、法律があって、政省令があって、それから事務ガイドラインという4部構成になっているという認識なのですが、これは一番最初のところにもありましたけれども、それまでの行政指導と通達を、この事務ガイドラインというような体制に持ってきたということで、パブリック・コメントは取られるということなんですが、こういった枠組みを取られるときに、事務ガイドラインではなくて政令、省令に持っていくとか、そういう検討の仕方もあったのではないかというふうに思うのですけれども、余りにも事務ガイドラインが膨大なので、金融庁としてはどういうふうに考えてらっしゃるのかというのを、前段としてお聞きしたいと思います。

○柚原証券課長 私も証券関係のことしか必ずしもわからないものですから、全体をどこまで御説明できるかわからないのですけれども、御指摘をいただきましたように、大分前は通達などを発して、実質的な行政を行っておったというところはあったようでございますけれども、その見直しというのを行って、指導的な通達といったようなものは基本的に廃止をしていくということを行って、かなり省令でありますとか告示といったような形で規定をするという形で整理をした部分もござい

の解釈というのを示しているものですとか、そういったものについては事務ガイドラインという形でまとめて、明確にすることによって透明な行政というのをやっていこうということで、大体的な整理、作業を行ったというふうに認識しております。

○原主査 監督の着眼点というふうにおっしゃられましたけれども、そうすると一方で金融行政というのは、検査をおやりになりますね。保険にしても、証券にしても、あの検査もガイドラインを持っていますね。検査基準と言うのでしょうか、検査マニュアルを持っていますね。その検査マニュアルとこの事務ガイドラインというのは連動している形でつくられているものなのですか。

○柚原証券課長 内容的に一字一句、あるいは項目的に該当しているかどうかというのは、ちょっとわかりませんが、検査に関しては検査マニュアルに基づいて検査をしているという認識をしておりますし、我々監督をする側では、まさに法令と事務ガイドラインというものに従って監督をしているわけでありまして、当然必要なレファレンスと言うのでしょうか、そういうものを策定する際には、お互いに見てチェックをしているというところがございます。

○安念専門委員 法 65 条の 2 の御説明を今いただいたけれども、「証券業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社」、これは銀行が証券業を営みたいときの登録の問題ですね。事務ガイドラインを見ると、大体ファイヤーウォールに関する規定ですね。御趣旨としては。

その中身はいいのだけれども、これが事務ガイドラインであって政省令ではないのは、なぜなのでしょう。法律の文言の中に政省令に委任する規定がないために、ほかに方法がないので事務ガイドラインにしておられるのか、それともそうではなくて政省令に書くことも可能なのだが、事務ガイドラインに書いた方がいろんな意味でベターだからそうしておられるのか、これはいかがですか。

○柚原証券課長 基本的には、今、御指摘をいただいたうちの后者だと思います。というのは、やはり金融機関、銀行等が証券業務を盛んにやられているというのは、比較最近のことでございますし、まさにいろんな意味で我々は御相談などを受けるわけですが、いろんな進出と言いますか、業務のやられ方と言いますか、どんどん新しく出てきているというのが実情でございます。

こういったものに対して、どこまでやれば弊害防止措置なんかがちゃんと取れるかというのは、これはかなり日々と言いますか、実態に即していろいろ変えていくと言いますか、拡張していかなければいかぬ、あるいは整備をしていかなければいかぬという部分もかなりございますものですから、どちらかと言いますと事務ガイドラインでもって定めてやっていくという方が、そういった対応には適しているのではないかというふうに考えているところが大きいと思います。

○鈴木主査 それは、法令に根拠規定は、あるのですか、ないのですか。

○柚原証券課長 この部分に関しましては、この 65 条の 2 です。

- 鈴木主査 便宜だということはわかりましたけれども、根拠規定そのものは、法令にはあるのか、ないのか、それはどうなのか。
- 安念専門委員 根拠規定とおっしゃるのは、政省令に落とせるという根拠規定という御趣旨ですね。
- 鈴木主査 そうです。あるいは政省令の中に、別に定めるところによってとか、そういう根拠規定があるのか、ないのか。
- 柚原証券課長 その規定に関しては、ありません。
- 鈴木主査 ないのですか。
- 安念専門委員 しかし、今お答えいただいたところでは、政省令で定めるということと事務ガイドラインで定めるという両方の選択肢があって、その上で後者になさったとおっしゃったのですよ。
- 柚原証券課長 現状におきましては、これは法律で登録拒否要件ということで「証券業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社」という定めしかなくて、政令とか省令にそれを引用するという規定はないと。
- 安念専門委員 でも、先ほどは政省令に定めることもできるが、事務ガイドラインに定めることの方がベターなのでそういう選択肢を選ばれたのだとおっしゃいましたよ。
- 柚原証券課長 我々としては選択をしてやっているということです。
- 安念専門委員 今の話だと選択肢がないのでしょうか。政省令に落とすという選択肢がないから事務ガイドラインになさったということでしょうか。だって今、この点については法令に委任の規定がないのだとおっしゃったのだから。
- 柚原証券課長 だから、今は委任の規定というのは定められてないわけです。なぜかと言うと、ガイドラインで今、定めているわけですから、そちらの方式を選択したということです。
- 鈴木主査 法律にはあるのかということを行っているのです。
- 安念専門委員 だから、法律には政省令に落とすという委任の根拠規定がないという御認識ですね。
- 柚原証券課長 つくらなかったということです。
- 安念専門委員 法律の文言の中には。
- 柚原証券課長 はい。
- 安念専門委員 そうすると、証券取引法 66 条の規定というのは、その根拠にはならないという御認識ということですか。政令で定めるとか、内閣府令で定める何とかというふうに、具体の条文の中に委任の規定があるのが普通だけれども、66 条のような規定というのは、そういう委任の規定としては読めないという御認識でいらっしゃるわけですか。証券取引法の 66 条で、非常に概括的な委任の規定がありますね。

○ 柚原証券課長 この 66 条の規定もございまして、それは現状において政令、あるいは府令、政省令に委任するということができるのかもかもしれません。ただ、本件に関しましては、むしろガイドラインでもって定めた方が機動的な対応がしやすいということで、現在のような形で、事務ガイドラインで対応しているということだと思います。

○ 安念専門委員 それは重要な問題なので、はっきりさせていただけないでしょうか。つまり、66 条の包括的な規定があるがゆえに適確性に関する事務ガイドラインの中身を政省令に書こうと思えば書けるのか、それとも 66 条の根拠だけではそれは無理なのか。この 66 条に類する規定というのは、いろんな業法にありますので、割に重要な点だと思いますので、今、私なにも追及しようと思っているのではありませんので、御庁の御見解をはっきりさせていただきたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

○ 柚原証券課長 それでは、後で。

○ 安念専門委員 よろしく願いいたします。

○ 大橋専門委員 今の安念先生の質問とも関連するんですけれども、事務ガイドラインというのは、どういう法的根拠があるのかとか、あるいは性格がどんなものなのか、例えば、法的根拠で言えば国家行政組織法の通達といったようなものに該当するのかどうか。それとも、その国家行政組織法で大臣辺りが指揮・監督権というのを持っていますから、そういう指揮・監督権の一環として発出されたガイドラインという性格なのかどうか、その辺はどういう御認識なのでしょう。

○ 柚原証券課長 現在、根拠条文とか何かについて、正確に申し上げることができないのなんですけれども、私たちはやはり金融機関に対する監督業務というものを行っていく上で、金融庁、各財務局等々、いろんな機関というのがその監督行政に関わるものでございますから、その間で手続の取り方ですとか、あるいは法令解釈の内容ですとか等々について、やはり統一的な運用を図っていかなければならないと、これが非常に重要であると考えておりまして、むしろ行政機関の内部で上級庁の方から指揮・監督権と言うのか、命令権と言うのかわかりませんが、そういったものに基づいてこれを発している行政内部の指示文書であるというふうに理解をしております。

○ 大橋専門委員 それは、私どもは各財務局の実施が統一的に行われる必要があるというのは同感ですけれども、そのためにはなぜ事務ガイドラインでなければならないのか、そういう必要性があるのだったらもう少し格上げして、内閣府令というものでなぜできないのかということが問われているのです。

○ 柚原証券課長 なぜ事務ガイドラインという形で書いておって、政令と申しますか、府令と申しますか、そういった形で書かれてないのかという御指摘の点につきましては、先ほど簡単に御説明申し上げましたけれども、特に金融機関を取り巻く

ような業務というのは、非常に新しい運用の形態が出てきたり、新しい業務の在り方が出てきたりということで、日々変化をしているというところがございますものですから、その辺りに機動的に対応していくという観点からガイドラインということで定めているということが、非常に大きな理由の1つかと思います。

あとやはり、私どもは証券関係のところを見ているわけですが、金融関係いろんな形で政省令があって、ガイドラインという形でやっておりますけれども、やはりどの程度のことまで政省令で書いているかということにつきましては、やや総合的なものもございまして、申請書に具体的にどういうことを書いていくべきなのか、どういう書き方をしていくのかということとを全部、例えば施行規則に書いていきますと、その施行規則自体が非常に膨大なものになってしまうということもあって、むしろわかりやすさという観点もあって現在の形になっているのではないかと考えております。

○鈴木主査 政省令に書くと、一体何が面倒なのですか。簡単に言うと、わかりやすく書くのは政省令に書いたっていいわけですね。

○大橋専門委員 機動性という点から言ったら、法律ではないのですから、省令あるいは府令ですから、相当簡単にできるような気がするのです。

○鈴木主査 今お話を伺っていると、通達はやめたと、それは不透明だから。ガイドラインにした。恐らく制定、それから改廃のときにはパブリック・コメントを求める手続を取っておられるのでしょうか。パブリック・コメントの洗礼を受ければ、もはやこれは通達とは違って、法規範性は高くなってくると考えておられるのではないかという感じがするのですが。

○原主査 関連をしますと、ちょっと手続的なところなのですが、事務ガイドラインがどのようにして定められているのかを見ていると、大きな法律改正があったりして、政省令が定められて、それに基づいて事務ガイドラインが規定をされていく場合と。

それから、いろんな流動的な状況変化というのが、今、金融分野は非常に激しいですから、そのときそのときに応じて事務ガイドラインで手当をする。例えば、外国為替証拠金取引なんかは、一番最初に事務ガイドラインのところで手当をしたという経緯があるので、そういう流動的なところで対応するというところで動かしちゃるところと、両方あるように思うのですが、法律改正があって、政令、省令で事務ガイドラインに行く部分については、事前にかなり金融審議会ですとか、いろんなところで検討して、それが反映される形になるんですが、鈴木さんがおっしゃられたように、後者の場合は今回は消費者側、国民側としては、迅速に対応していただいたというような感じになるわけですが、いろんなケース、いろんな場面というものが考えられると思うんです。そうすると、恣意的に金融庁が事務ガイドラインを、ではこういうことを入れようというふうにおっしゃられて、それ

でパブリック・コメントを取られると。パブリック・コメントで、勿論、意見も集まったりしているのは、確かに見ておりますけれども、でも議論を十分にしたわけではなくて、かなり金融庁の恣意性が入るような感じもするわけです。

そうすると、鈴木さんがおっしゃられたような疑問とも重なるわけですが、できるだけ政省令にしていくとかという方向も、何か事務ガイドラインを枝葉のように充実させるということではなくて、政省令のところにきちんと持っていくというような努力、尽力がもっとあってしかるべきではないかという感じは持っております。

○鈴木主査 それは可能ですか。もし不都合で適時適切な対応性とおっしゃるが、それができないと言うのだったら、政省令にすると何が適時適切な対応ができない支障原因になるのかというところを教えてくださいたいのです。

○柚原証券課長 どういうふうに、府令とガイドラインを書き分けているかということにつきましては、何度か先ほどから申し上げていることと重なってしまうかもしれませんが、やはり府令で書いているような場合には、例えば、申請をする場合の記載事項というのは、どういう項目を明記してくださいといったことを書いていくと。

それから、事務ガイドラインというのは、監督のためにやっているということでもありますから、書いていただく事項の中で、具体的な認可などをやる場合には、監督官庁としてどういう観点から書いていただいたことについて判断をするのか、判断する事項について書いているということでありまして、やはりやや府令で何か書いていただくかという事項と、やはり監督を行う際の、実際に法令で定められた責務というものを果たすために、今、どういったことについて判断根拠として行うのかということについては、やや各事項について少し差があるのではないかと思います。

したがいまして、やはり今、書いているようなことが府令と政省令、法令に書くには適していて、むしろガイドラインに書いていることというのは、その中で特にどういったことについて判断するとき、監督官庁としてはのっとって判断しなければいけないのかということを、むしろ明確化、具体化しているということで、やや書いていることについては、少し性格の違いと言いますか、何かがあるのではないかと思います。

○鈴木主査 慣れではないのですか。

○山本教授 3点ほどお伺いしたいんですが、先ほど安念先生が一般的な委任の規定があると言われましたけれども、それは措いても、証券投資顧問業者の監督関係のガイドラインの、先ほどの認可の申請書の方ですね。これは、法律に内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければいけないとあって、それで内閣府令があって、それを更に具体化する形でガイドラインができているということですね。

これは、卒然と見る限りまさに典型的な執行命令で定められる事柄なのではないかと思うのですけれども、これもガイドラインに落とされたのは、どういう理由なのか、わかりやすさという点から言うと、むしろはっきりと府令に書いてあった方がわかりやすいのではないかということが第1点です。

第2点目は、先ほどの人的構成の方のことですけれども、私はこれは、非常に重要な規制の内容であると、内容についてどうというつもりはないのですけれども、重要であるからこそ、証券取引法上は「証券業を適確に遂行するに足りる人的構成」としか書いてなくて、ガイドラインで規制をするのは問題ではないか。多様な業種を営んでいる場合に、組織的な分離をある程度図れというのは、むしろ法律でははっきりと書くべき事柄ではないか。

具体的に、例えば、業態の変化に応じて、どの業態とどの業態を兼ねてはいけないといった定めをするのは、勿論府令のレベルに落とすことがあり得ると思うのですけれども、非常に基本的なプリンスプルを、ガイドラインのレベルだけで書くのは、どういうことなのだろうという気がいたしますが、その点お伺いしたいということです。

3つ目は、ガイドライン全体の性格、先ほど少し議論に出ていることなのですが、ガイドラインの中身は、勿論事務的な手続の部分もあると思いますけれども、それは除くと、処分に関わるもの、つまり登録や許認可の要件、あるいは認可等の取り消しの要件に当たるようなものを書いてあるということなのか。先ほどの御説明だとそういうことなのだと思いますけれども、それだけではなくてもっと純粹に行政指導の基準のようなものも入っているのか。要するに、広い意味の処分基準に限られるのか、それともそれ以外に純粹に、従っても従わなくても自由だけれども、なるべく従ってくださいという行政指導のガイドラインも一緒に入っているのか、その点お伺いしたいと思います。

○ 柚原証券課長 3点、非常に難しい質問をいただきまして、あれなのですけれども、まず1点目の投資顧問業の規制に関する部分についての御質問なのですけれども、これは正面からお答えすることにはならないのかもしれませんが、現在の施行規則におきましては、幾つかの事項というのを、1号～5号まで分けてこれを記載すべしということが定められているわけでありまして、その2号の業務執行の方法というところについてのガイドラインということになっているわけでございます。

ただ、実際業務執行の方法ということにつきましては、例えば、預かった資産運用の方法等につきましては、現在非常に多岐にわたっていると言いますか、いろんな運用の方法がございまして、必ずしも網羅的にと言うか、いろんなケースが出てくるわけでございます。

そのうち、特に同一運用をする場合ですとか、あるいは合同運用をする場合につ

きましては、非常に投資者保護という観点から、特にこういった事項については明確にさせていただく必要があるのではないかという点がございしますものですから、それについて特に特記をしている、注記をしているという形の構成を取っておりまして、どちらかと言いますと、非常にいろんな形の運用の仕方、多彩な業務の仕方というものがある中で、特に留意をすべきと言いますか、監督上留意をしていただきたいということについて、ガイドライン上明らかにした形になっているということかと思えます。ちょっとお答えになっているかわからないのですが。

それから、2点目の人的構成のところでございますけれども、確かにこの規定は金融機関が証券業務を行っていく上で、可能性としてできている弊害というのを防止するために、どういう組織的な対応をしてもらいたいかということを定めている上で、非常に重要な規定だというふうに認識しているところは、全く御指摘のとおりでございます。

ただ、私どもの認識としましては、また繰り返しになってしまうのですが、こういった業務は比較的最近導入されて、日々新たな対応が出てきている状況でございますので、そういったことを踏まえてどういう形で規定することが適当なのかということを検討した結果、現在のようなガイドラインで定めると、法律から直にガイドラインで定めるとというのが適当ではないかという判断の下に、こういう形を取ったということでございます。最後、処分に関することということでございしますけれども、やはりガイドラインというのとは何かと言いますと、法令で定められていることにつきまして、監督官庁としては何が重要と考えているか、あるいは許認可などをする上で、法令の定めていることの中で、何が判断基準として大切だということを考えているのか。あるいは法令の解釈として、行政庁はどういうふうに考えているのかというのを、むしろ表明していると言いますか、行政内部で統一するために明らかにしているということでありまして、当然行政庁として必要な行政処分を行うような場合には、そういった法令の解釈にのっとって行うこととなりますので、その限りにおいてはいろんな行政処分をするときの、少なくとも行政庁にのっとる基準ということにはなろうかと思えます。

○大橋専門委員　しつこいようですが、事務ガイドラインというのとは何かということに関連して、この事務ガイドラインを財務局長なんかに出すときの名義人、だれが出しているのかということと、それから、この事務ガイドラインを決めるに当たって、例えば、金融庁長官まで決裁を取っているのかどうか、どの辺まで決裁が取られているのか。その2点について教えてください。

○柚原証券課長　当然、財務局等に通知をしているわけですが、それは金融庁長官名で財務局長に対して通知をしているということだと思います。

それから、内部の決裁ということでございますが、この点につきましては、長官から内部的に局長に決裁権が下りているかもしれないのですが、いずれにし

まして内部で規定に従いまして、決裁を取って出しているということでございます。

○鈴木主査 決裁権の権限移譲、それはどの程度のところまで落ちていきますか。例えば、課長レベルにまで決裁権が委任されることだってあり得ると思うのですが。

○柚原証券課長 ガイドラインに関しては、課長まで下りているものではなくて、少なくとも局長以上だというふうに思います。

○鈴木主査 課長決裁でと言うのか、課長レベルでの判断で、従来で言う通達みたいなものを出したいという場合には、どうしますか。

御庁にはないのかもしれないけれども、どこの省にでも課長通達とか、場合によっては課長補佐通達というものがたくさんありますね。

○柚原証券課長 少なくとも、私のところでは、課長あるいは補佐とかで通達という形で出したことはございません。

○鈴木主査 しかも、口頭通達なんていうのまでがあるのですね。おたくはないわけですね。

○柚原証券課長 ございません。

○鈴木主査 局長レベルに決裁の権限が委任されておるものは、局長レベルで決裁して、発するのは長官名だということですね。

○柚原証券課長 そういうことです。

○鈴木主査 内部の権限移譲の規定は、きちっと明文化されておるのですか。

○柚原証券課長 それは明文化されております。どういう業務については、だれがどこまで委任されておるかということについては、明確になっております。

○鈴木主査 金融庁のまねをして、ガイドラインとすれば助かって、課長通達、補佐通達、あるいは口頭通達というのもガイドラインと言おうか。そうすると、パブリック・コメントというのをやらなければいけないから、うるさいけれども、そつとやろうという動きになってくるのではないかなという予感もするものですから。

○原主査 ちょっと補足的なのですけれども、さっき山本先生がおっしゃっていた2番目の質問の人的の部分なのですけれども、大変大きな問題で、今、投資サービス法、証券取引法は改めて投資サービス法、あるいは金融サービス市場法ということに今、検討を進めていて、この中でも人的要素は大変大きな問題だと思って検討しておりまして、日本の金融分野の法律の中では、ここがかなり大きくすぽっと抜けている部分だったのです。だから、そこは今回は法律の中できちんと手当をされていくことになると思います。

ただ、そういうことを裏返して考えてみると、そういう大きい問題がなぜガイドラインであったのかということは、やはりそれは金融庁の中で政策として考えるときに、やはり法律というところになるわけで、そういう意味からも事務ガイドラインの在り方についても、もっと検討を深めていただきたいと思っております。

○鈴木主査 法令というのは、つくりにくいのですか。政令だと、法制局と相談しなければいけないのでしょうか。これはごたごた言われたら面倒ですね。法律になると、代議士に根回ししなければいけないから、これもまた嫌でしょうね。

○原主査 いろんなところを見ながらやっている。

○鈴木主査 省令はどのようなのですか。

○柚原証券課長 省令は各省が責任を持って出すものでございますから、法制局の関与というのは、特にはないわけでございますけれども、それは庁内にそういった法令をよく見ている部署もありまして、かなり内部的な検討をして出すと。それはガイドラインも同じようなものではありますけれども。

○鈴木主査 ほかによろしいですか。

○原主査 追加で、やはり鈴木さんがおっしゃられたように、ほかの省庁がまねるのではないかというような懸念もありますので、どういう仕組みになっているか。先ほど多分明文の規定はあると思うとおっしゃられたのですけれども、策定するときの仕組みとか、決裁の仕組みとか、そういうものがもう少し補足の資料でいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木主査 それでは、追加していろいろ質問させていただくことがあろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今日は、どうもありがとうございました。